

「輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表」（昭和41年通商産業省告示第170号）の一部改正案（ワシントン条約掲載種留保等に伴う改正）に対する意見募集の結果について

令和8年3月4日
経 済 産 業 省
貿 易 管 理 課

「輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表」（昭和41年通商産業省告示第170号）の一部改正案（ワシントン条約掲載種留保等に伴う改正）について、令和8年1月26日から同年2月24日まで意見募集を実施しました。

提出意見と提出意見を考慮した結果については以下のとおりです。

	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	ヨゴレ、ジンベイザメが 保護対象の枠を移動されている様だが、ワシントン条約の強制力が 弱まる事態にはならない様、注意してほしい。	御意見ありがとうございます。 我が国は、科学的根拠に基づく水産資源の持続的利用の観点により地域漁業管理機関が適切に保存管理を行うべきと考えていること、国際的な研究者間の交流に当たりサンプルの輸送等が困難になるなど、附属書Ⅰへの掲載がかえって種の保全に資さない可能性があること等を理由として、ワシントン条約（CITES）第20回締約国会議（CoP20）において附属書掲載が決定した一部の種について、日本政府として留保という判断に至りました。 我が国は、地域漁業管理機関におけるサメ・エイ類を含む水産資源の保存管理に貢献してきており、引き続きこれらの資源の保存管理に尽力する所存です。

2	ワシントン条約でサメ類の保護が強化されたのに、日本では 除外しようという内容か?反対する。野生動物保護は 国際的な協力が無くては成り立たない。移動度の高い海洋生物なら 尚更だ。日本だけ 条約を逃れようというのは、結局は 孤立を招き、絶滅危惧種を 本当に絶滅させ、大きな損失となる。ワシントン条約に沿い 保護強化に従う事を求める。	御意見ありがとうございます。 CoP20 で掲載が決定した附属書Ⅰ掲載種に関する我が国の留保の理由は上記のとおりです。 附属書Ⅱに掲載されるアイザメ科については、上記の理由に加え、肝油が化粧品やサプリメント、添加剤として医薬品等に利用されており、附属書掲載が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす可能性等も鑑み、日本政府として留保という判断に至りました。 なお、これらの種の附属書掲載に対して留保は付すものの、我が国は地域漁業管理機関における採捕規制などの保存管理措置を遵守し、また関係国と協力しつつこれらサメ・エイ類の保存管理に引き続き貢献していきます。また、附属書Ⅱ掲載種の我が国からの輸出にあたっては、留保を付している種も含めてCITESに基づく輸出許可書の発給を要件とすることとしております。
3	・意見内容 日本による特段の扱いをする事に反対である。希少なサメ・エイ（ヨゴレ、イトマキエイ科全種、ジンベイザメ及びアイザメ他（たとえばシュモクザメ等）。今回の中では特にヨゴレ。）の保護を行うようにされたい。 （なお、加えてナガスクジラについてももう少し慎重な扱いを行うようにすべきと考える。） ・理由 日本はサメ等についての保護を行おうとしない性質があるようであるが（理由について訝しむ。フカヒレ等以外に何らかの理由があるのではないかと疑う。心がよくない人間達の嫌味・陰惨な性質・中国の良くない振る舞いを覆い隠したい中華主義と結び付いた中国愛好の心などが原因であったりしないだろうか?）、それは良くないので、ちゃんと保護を行うようにされたい。（ワシントン条約における基本的な指	御意見ありがとうございます。 我が国は、科学的根拠に基づく水産資源の持続的利用の観点により地域漁業管理機関が適切に保存管理を行うべきと考えていること、国際的な研究者間の交流に当たりサンプルの輸送等が困難になるなど、附属書Ⅰへの掲載がかえって種の保全に資さない可能性があること等を理由として、ワシントン条約（CITES）第20回締約国会議（CoP20）において附属書Ⅰ掲載が決定した一部の種について、日本政府として留保という判断に至りました。また、附属書Ⅱに掲載されるアイザメ科については、上記の理由に加え、肝油が化粧品やサプリメント、添加剤として医薬品等に利用されており、附属書掲載が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす可能性等も鑑み、日本政府として留保という判断に至りました。

	定から変えないようにされたい。) 保全状況評価からするとヨゴレやアイザメは保護すべき必要性が高いはずであるが、ちゃんと保護を行うようにされたい。 あと、ナガスクジラはまだ数の回復が不十分と思われるのであるが、より保護的な扱いにした方が良いのではないかと考える。	なお、これらの種の附属書掲載に対して留保は付すものの、我が国は地域漁業管理機関における採捕規制などの保存管理措置を遵守し、また関係国と協力しつつ、ヨゴレをはじめとする、これらサメ・エイ類の保存管理に引き続き貢献していきます。また、附属書Ⅱ掲載種の我が国からの輸出にあたっては、留保を付している種も含めて CITES に基づく輸出許可書の発給を要件とすることとしております。 その他の御意見に関しては、今回の意見公募の対象外です。いただいた御意見に関しましては、今後の貿易管理行政の参考とさせていただきます。
--	---	---